

法制度見直しによる対応方向（参考）

令和3年12月24日

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

小型農業ロボットの公道走行の実現

背景・課題

【小型農業ロボットの概要】

- 運搬、農薬散布等の農作業を補助する小型ロボット車両。
- 小型で小回りが利き、ほ場、果樹園等、幅広い場面で使用可能。
- リモコン走行、追従走行、自動走行など、多様な走行方式の機種が実用化。

荷台で運搬



収穫作業を補助



農薬散布



【現状と課題】

- 小型農業ロボットが複数メーカーから市販化。
- 現行の道路交通法、道路運送車両法では、小型農業ロボットの多くは自動車又は原付自転車に該当。
- 公道走行のためには、方向指示器等の保安基準を満たす必要。
- 現状の小型農業ロボットは、これを満たしておらず 公道を走行できないことから、ほ場間の移動でもトラックでの運搬を要し、農業者に負担。
- 保安基準を満たすための各種装備の追加は価格の向上につながることから、現場では 装備追加なしに公道走行できる制度改正が望まれている。

トラックへの積載



対応方向

【関係法令の改正】

- 小型農業ロボットの公道走行の実現に向け、これに資する、自動配送ロボット^{※1}の公道走行に関する法令の改正^{※2}を目指す。

※1 電動車椅子相当の大きさ・速度の電動モビリティ

※2 法令改正案を次期通常国会にて提出予定

【その他の対応】

- 小型農業ロボットの公道走行のために求められる 安全性確保策を検討^{※3}。

※3 ロボットの安全性、使用者安全講習などを想定

- 研究機関やメーカー、業界団体等に対し、必要に応じて 情報の提供を行うとともに、開発や実証実験を支援。

装備追加なしに

小型農業ロボットの公道走行の実現

を目指す

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（輸出促進法）等の改正

背景・課題

- 2020年4月、輸出促進法が施行。農林水産物・食品の輸出額は堅調に推移し、2021年の輸出額は初めて1兆円を突破。
- 輸出拡大をさらに加速化し、2025年2兆円、2030年5兆円の輸出額目標を達成するためには、さらなる施策の強化が必要。
- 改訂した「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を踏まえ、所要の改正を検討。

改訂「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の主な内容

- 品目団体の組織化及びその取組の強化
- ・ 主要な輸出品目毎に、生産から販売に至る関係事業者を構成員とする農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）（いわゆる品目団体）を認定する制度を創設する
- 輸出拡大に必要な設備投資等への支援
- ・ 輸出物流の構築や加工食品等の輸出に必要な設備投資を促進するため、施設等の整備に対し、新たな制度資金の創設や所得税・法人税の特例（割増償却）を措置する
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ・ 民間検査機関を活用した輸出証明書発行の迅速化
- ・ JAS法を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を追加する方向で検討するとともに、JAS規格と海外の規格との同等性の承認を得るための交渉（同等性交渉）を進める

対応方向

○ 輸出促進法の改正

- ・ **農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）（品目団体）の認定制度の創設**
 - オールジャパンで市場開拓・マーケット調査等を行う団体を認定する仕組みを創設
- ・ **認定輸出事業者に対する支援の拡充**
 - 長期運転資金・施設整備を対象とする新たな公庫資金を創設
 - 輸出促進法に基づく輸出事業計画に施設整備計画を新設し、設備投資に関する所得税・法人税の特例（割増償却）を措置



・ 民間検査機関による輸出証明書の発行

- 民間検査機関が証明書を発行できる仕組みを創設

○ 日本農林規格等に関する法律の改正

- ・ **JAS規格の対象への有機酒類の追加**
 - JAS規格の対象に有機酒類を追加し、海外ニーズのある有機日本酒の輸出を後押し
- ・ **同等性を活用した有機農産物の輸出促進**
 - 外国政府に予め登録された登録認証機関に対し、事業者の認証に係る情報が他の登録認証機関から提供される仕組みを導入



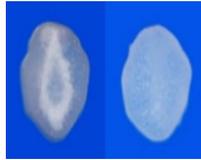
2025年2兆円、2030年5兆円の輸出額目標を達成するため、輸出拡大をさらに加速。

農林水産業のグリーン化（みどりの食料システム戦略）

背景・課題

気候変動、生物多様性の低下等、**食料システム**を取り巻く環境が変化

○気候変動による農林漁業への影響



高温による
品質の低下した水稲



高温による
着色不良・遅延のリンゴ

○環境を意識した国際的な取組



EU

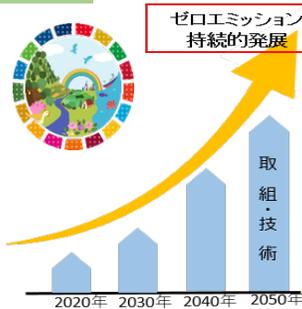
「ファーム to フォーク」
(農場から食卓まで)戦略※を
2020年5月に策定

※欧州の持続可能な食料システムへの包括的な
アプローチを示した戦略。有機農業や化学農業
に関する2030年までの目標値を設定。

「みどりの食料システム戦略」策定（2021年5月）

アジアモンスーン地域のモデルとなる
持続可能な食料システムの構築に向け、
2050年までに目指すKPIを設定

- ・ 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化を実現
- ・ 化学農薬の使用量（リスク換算）50%低減
- ・ 化学肥料の使用量を30%低減
- ・ 有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大 等



⇒ **国連食料システムサミット**や**COP26**で世界に発信

生産性向上と両立して、スマート技術の活用などによる、
輸入に依存した化石燃料、化学農薬・肥料の使用量の低減等、
環境負荷を低減したグリーンな生産体系への転換が急務

対応方向

- GHG排出に関し、**目標値（2030年度まで）を設定し、進捗管理**
 - ・ 排出削減対策として0.2%
(慣行の6%削減。省エネ園芸施設の導入によるCO₂削減、水田のメタン削減等)
 - ・ 吸収源対策として3.3%（森林吸収源対策等）

- 生産者や地域ぐるみ**でスマート技術の活用、化学農薬・肥料の低減、
有機農業など**環境負荷低減に取り組む**水稲や野菜などの**産地を創出**
⇒ 法制度に先行して、「**みどりの食料システム戦略緊急対策交付金**」
等により環境負荷低減に取り組む産地を支援

- 法制度の検討方向（次期通常国会での新法案提出を目指す）**

みどりの食料システムに関する基本理念

- ・ 生産者、事業者、消費者等の連携
- ・ 技術の開発・活用
- ・ 円滑な食品流通の確保
- 等

関係者の役割の明確化

- ・ 国・地方公共団体の責務
- ・ 生産者・事業者、消費者の努力

講ずべき施策

- ・ 関係者の**理解の増進**
- ・ **技術開発・普及の促進**
- ・ **環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進**
- ・ **環境負荷低減の取組の見える化**
- 等

生産者や地域ぐるみの取組への支援



栽培体系の共通化
技術の習得

⇒土づくり、栽培暦の見直
し、有機農業の面的拡大

新技術の提供等を行う事業者への支援



ピンポイントで農薬散布し、
散布量を削減

⇒農業用ドローンサービス

- 法整備を前提に、必要な機械・施設等への**投資促進税制を創設**

植物防疫制度の見直し

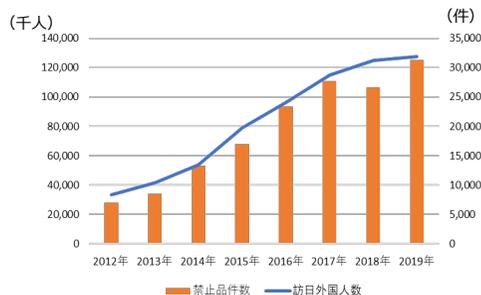
背景・課題

温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加を背景として、**諸外国からの病害虫の侵入リスクが増加**

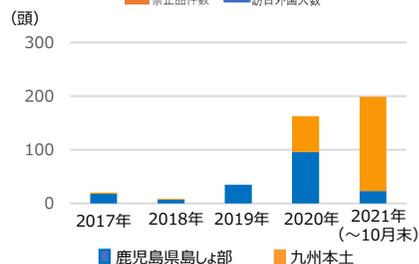
- 旅行客の手荷物を介して持ち込まれる輸入禁止品が増加



仔ヅグに食入した
珪珪カヱの幼虫



- 従来、沖縄県を中心として飛来が確認されていたミカンコバエ種群について、近年、九州で多数の飛来が確認



国内においても、温暖化等により病害虫の発生状況が変化するなど、**病害虫のまん延リスクが増加**。また、過度に農薬に依存した防除により**病害虫の薬剤耐性が発達**

- スクミリンゴガイ (ジャンボタニシ) について、近年の暖冬により越冬数が増加し、被害が拡大



成貝



卵塊

- 2015年頃からリンゴ黒星病の基幹防除剤であるDMI剤への耐性菌が発生し、被害が拡大



リンゴ黒星病

対応方向

持続可能な食料システムの構築に向け、**みどりの食料システム戦略を推進する観点から、以下の内容を柱とする植物防疫制度の見直しを検討**

病害虫の侵入防止

輸入検疫

海外からの病害虫の侵入リスクの高まりへの対応強化
→ 旅行客の持ち込み荷物等に対する**植物防疫官の検査権限の拡充等**

国内検疫・緊急防除

海外からの病害虫が侵入した際の早期発見及び迅速な防除

国内防除

国内に広く存在する病害虫に対する対応の強化
→ 病害虫の**発生予防を中心とした総合的な防除に関する国の指針の策定等**

総合的な防除の例 (スクミリンゴガイ)

【予防】

- ・ 冬期の耕うん
- ・ 冬期の水路の泥上げ
- ・ 取水口や排水口への網の設置

【判断・防除】

- ・ ほ場観察により発生密度が一定以上の場合は、以下の防除を実施
 - 薬剤散布
 - 水深 4 cm 以下の浅水管理 (移植後の 3 週間)



土壌中の貝



冬期耕うんによる破砕

病害虫のまん延防止

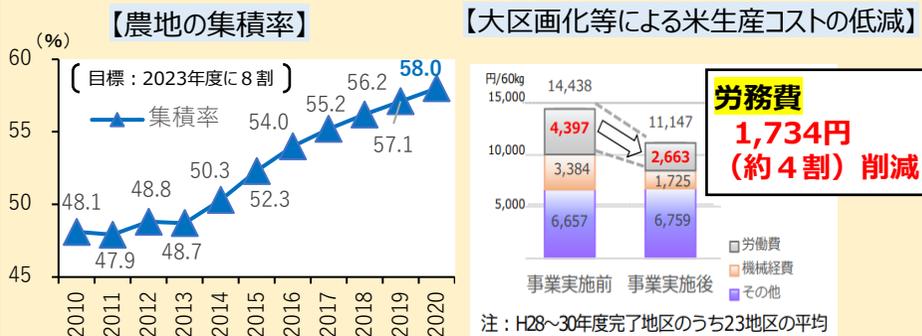
みどりの食料システム戦略が掲げる化学農薬使用量 (リスク換算) の5割低減の達成に寄与

人・農地など関連施策の見直し（農業経営基盤強化促進法等の改正）

- 今後、**農地集積**、**輸出の促進**、**コメから高収益作物への転換**、**スマート農業の実装**など**農業の成長産業化**や**所得の増大**を進めていく必要
- そのためには、生産基盤である**農地**について、**集約化**（分散錯圃の農地を、**物理的にまとまった利用しやすい農地**に変えていくこと）に力点を置く必要

<農地集積>

現在の集積率は**58.0%**だが、**農地の集約化**によって担い手が借りやすくすることにより、**更なる集積**や大区画化による**生産コストの低減**を促進



<輸出の促進、高収益作物への転換>

農地の集約化により、隣接農地からの農薬の飛散防止や湿害防止を図りつつ、**輸出向け有機栽培**や**高収益作物への転換**を行うまとまった農地を形成

【ドローンによる農薬散布】

<スマート農業の実装>

農地の集約化により、**スマート農業機械の省力化機能**を十分に発揮

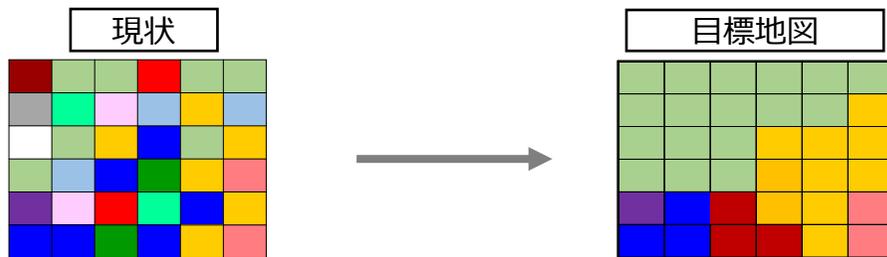


<人・農地プランの法定化>

- 人・農地プランを、市町村が策定する計画として法定化し、需要に応じた生産など地域農業の将来の姿について、地域の農業者や関係団体による話し合いを踏まえて策定
- 人・農地プランの中で、農地の集約化に重点を置いて、10年後に目指すべき農地の効率的かつ総合的な利用の姿を「**目標地図**」として明確化

<農地の集約化>

- 農地中間管理機構が、分散している農地をまとめて借り受けて、農家負担ゼロの基盤整備等を通じて、一団の形で転貸し集約化の実現を可能にするため、地域集積協力金も活用し、農地中間管理機構経由の転貸（農作業受委託を含む）を集中的に実施



<人の確保・育成>

- 都道府県が、人の確保・育成に関する方針を策定
- 認定農業者向けの「**資本性劣後ローン**」を公庫資金で措置
- 認定農業者による加工・販売施設等の整備に係る農地転用許可手続をワンストップ化 など

次期通常国会での**農業経営基盤強化促進法等の改正**を目指す

成長と分配の好循環につながる農村振興施策の展開（制度改正の方向性）

農地

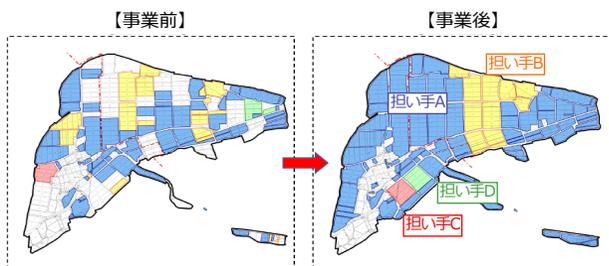
将来にわたって持続的な利用が見込まれる農地

土地改良事業による農地の集積・集約化の促進

施策の方向

- 生産性が高く、担い手が借りやすい農地を整備し、**農地の集積・集約化を加速**
- 頻発化・激甚化する豪雨災害を踏まえ、**防災・減災対策を迅速化**

基盤整備の効果



豪雨災害の被害額（農地・農業用施設等）



土地改良法の改正

＜農業の成長産業化＞
 ◆ **農地バンクを通じて集積・集約化する農地**を対象に、大区画化を図るほか、**高収益作物の導入やコスト低減に資する用排水路等の整備**を推進
 → **担い手へ生産性の高い農地を供給！**

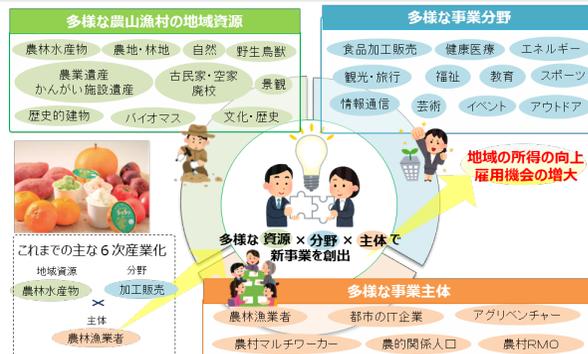
＜災害に強い農村の構築＞
 ◆ **ため池等の緊急的な豪雨対策は農家の同意等を求めずに実施**
 → **防災・減災対策を迅速化！**

地域資源の保全・活用による農山漁村の活性化

施策の方向

- 農山漁村地域における**所得と雇用機会を拡大**
- 無計画な農地の荒廃化を防ぎ、**持続可能な土地利用を実現**

地域資源をフル活用する農山漁村発イノベーション



持続可能な土地利用



農山漁村活性化法の改正

- ◆ 農業上の土地利用と調和した行政計画の下、
 - ① **農山漁村発イノベーション施設の整備**
 - ② **農地の保全**
 等が**円滑に実施できる仕組みを構築**

＜主な改正内容＞
 ・ 事業を実施する際の**農地転用手続等をワンストップ化**
 ・ 対象事業として、施設整備に加え、**農地の保全を図る事業**を位置付け

→ **多様な事業分野・主体による事業展開がスムーズに！**

その他の農地

関係省庁の施策を結集して地域の取組を支援